

日本人は、平安時代から何事かを誓約する場合にその内容を文書にしてのこしてきた。このような種類の文書を「起請文」と呼ぶが、その形式は独特なものである。

起請文は、誓約の内容が書かれた前書と、日本国中

の様々な神仏の名をあげて、誓約を破り、自分の言葉が偽りならば神罰を受けると記された神文(罰文)の2つからなる。誓約者は神文の末尾に署名し、花押とともに血判を押して、誓約が

間違いないものであることを示した。最初は白紙に



弘前藩最後の家老・大道寺族之助(繁禎)の誓詞に  
使用された「岩木山宝印」の護符  
(弘前市立弘前図書館蔵)

記されていた起請文であったが、鎌倉時代の後期頃から様々な神社や寺院が発行する、表に「牛王宝印」が

押された厄難除けの護符が使用されるようになった。

やがて、江戸時代。こうした誓約の文書は「誓詞」「誓紙」と呼ばれ、その慣行とともに受け継がれた。この時代、幕府は役人や大名から將軍の代替わりや役

よそ、①主家に対して表裏なく奉公すること、②職務上、決して後ろ暗いことは

しないこと、③以前からの決まり事を堅く守り、配下の者に対して依怙(いご)蟲(むし)しな

いこと、④日頃の心がけを忘れず、不義を企てたり、派閥を作つて盟約したりしないことなどに集約できる。家老クラスになるとこれに政治向きの守秘義務や自分

## 岩木山にかけた誓い

市毛 幹幸

(県民生活文化課  
県史編さんグループ非常勤嘱託員)

人の交代の際に忠誠を誓わせるために、また、大名も家臣から同様の場合に同様の目的で提出させた。武家社会では主従関係を堅固にし、それを確認するために必要な慣行であった。

実は、現在でも弘前藩士たちが提出した誓詞を数多く確認することができる。具体的にその内容を見てみると、役職によって違いもあったようであるが、お

提出の誓詞神文に押されたものと同一のものとみてよからう。

因みに、誓詞のなかには藩主家(奥)に仕えた女中のものが数点確認できる。残念ながら、女中誓詞は全て写しであるため神文に

「岩木山宝印」の護符が用いられていたかは不明である。岩木山は明治5年(1872)までは姥石より上の女性の登山が禁じられた結界の地であった。その岩木山を祀る神社の護符が果たして女中誓詞にも用いられていたのか否か、想像力をかられるところである。

主家のためになることは必ず行うこと、とは必ず行うこと、なすべきことを怠らず謙虚につとめることなどの内容が加わった。そして、弘前藩士たちが提出した誓詞で特に興味深いのは、神文に「岩木山宝印」の文字が押された護符を用いていたことである。「岩木町誌」には岩木山神社の宝物として、元龜4年(1573)12月の年紀のある岩木山牛王宝印版木が紹介されている(132、133頁)。この版木に刻まれた「岩木山宝印」の文字は、現在確認できる藩士

話題を藩士の誓詞にもどすと、そこに直接的に岩木山神社の祭神の名が記されることはなかったようである。しかし、護符に押された「岩木山宝印」の刻印からは、津軽に生きた武士たちが諸神仏とともに岩木山神社の祭神にかけて誓いをたててきたことが知られよう。それは岩木山にかけた誓いであったのである。